

仕 様 書

1. 業 務 名 市営墓地（東部地区）管理清掃業務

2. 業 務 内 容

（1）墓地管理業務

- ① 墓地の使用状況の監視並びに施設管理及び市への連絡
- ② 園路、側溝のごみの回収及び分別
- ③ ②による回収物及びごみ集積所にあるすべてのごみの搬出、処分

（2）墓地清掃業務

- ① 墓地の参道及び両側の雑草木類の刈り払い
- ② 墓地内の通路敷の草の刈り払い
- ③ 墓地内の法面の雑草木類の刈り払い
- ④ 墓地内の立木枝切及び剪定
- ⑤ 刈り払った雑草木類の持ち帰り及び処分

3. 施 行 場 所 東部墓地（本町三丁目）
関山墓地（棕野町一丁目）
功山寺墓地（大字豊浦村字功山寺）
覚苑寺墓地（長府安養寺三丁目）
竜王墓地（長府三島町、長府中土居北町）
清末墓地（大字清末字椎山）

4. 施行内容及び施行回数

（1）東部墓地

墓地管理業務	年 2 4 回（毎月 2 回）
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2 回
雑草木類刈り払い面積	2, 1 6 0 m ²
墓地清掃業務（④⑤）	年 1 回
立木枝切及び剪定	1 0 本程度

（2）功山寺墓地

墓地管理業務	年 2 4 回（毎月 2 回）
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2 回
雑草木類刈り払い面積	1, 7 9 0 m ²
墓地清掃業務（④⑤）	年 1 回
立木枝切及び剪定	1 0 本程度

（3）竜王墓地

墓地管理業務	年 2 4 回（毎月 2 回）
--------	-----------------

墓地清掃業務 (①②③⑤)	年 2 回	
雑草木類刈り払い面積		3, 0 0 0 m ²
墓地清掃業務 (④⑤)	年 1 回	
立木枝切及び剪定		1 0 本程度

(4) 関山墓地

墓地管理業務 (③のうち、ごみ集積所にあるすべてのごみの搬出、
処分業務のみ)

年 1 8 回

(月 1 回→5, 6, 1 0, 1 1, 1, 2 月)

(月 2 回→4, 7, 8, 9, 1 2, 3 月)

墓地清掃業務 (①②③⑤)	年 2 回	
雑草木類刈り払い面積		2, 3 3 0 m ²
墓地清掃業務 (④⑤)	年 1 回	
立木枝切及び剪定		5 本程度

(5) 覚苑寺墓地

墓地管理業務 (③のうち、ごみ集積所にあるすべてのごみの搬出、
処分業務のみ)

年 1 8 回

(月 1 回→5, 6, 1 0, 1 1, 1, 2 月)

(月 2 回→4, 7, 8, 9, 1 2, 3 月)

(6) 清末墓地

墓地管理業務 (③のうち、ごみ集積所にあるすべてのごみの搬出、
処分業務のみ)

年 1 8 回

(月 1 回→5, 6, 1 0, 1 1, 1, 2 月)

(月 2 回→4, 7, 8, 9, 1 2, 3 月)

墓地清掃業務 (③及び⑤のみ)	年 2 回	
雑草木類刈り払い面積		2 3 0 m ²

5. その他留意点

- (1) 管理業務について月 2 回の場合は、間隔を 2 週間程度あけて行うこと。但し、盆・彼岸にかかる月はその直前、直後に行うこと。
- (2) 墓地清掃業務 (①②③⑤) については、1 回目を盆までに、2 回目を 9 月の彼岸までに完了すること。
- (3) 墓地清掃業務 (④) については、下関市の指示した箇所を指示した月に行うこと。
- (4) 草刈、清掃等を行う場合は、墓碑を傷つけないよう作業すること。